

菊川市「地区祭典」への青少年参加のきまり

- 1 自分の置かれた立場を自覚し、法律に定められた事項を尊重する。
- 2 絶対に飲酒・喫煙をしない。
- 3 無断で他地区の屋台（山車）は引かない。
- 4 地域の伝統文化・伝統的余興の担い手として、祭典での役割を受け持つ。
- 5 各地区の取り決めを守る。
- 6 各地区の祭典役員の指示に従う。
- 7 各地区で定められた正装で参加する。
- 8 各地区で定められた目印（腕章やバッジなど）をつける。
- 9 祭典への参加時間は午後9時までとし、その後はすみやかに帰宅する。
- 10 発生した事故及び問題行動に対しては、保護者及び本人が責任を持つ。